

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	上下水道料金管理システム	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	岬水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	上下水道の使用開始・中止、使用用途、水道料金・下水道使用料の算出・徴収、水道メーターの取替の状況等を管理し、営業業務に利用するため	
記録項目	1. 水栓情報管理（水栓番号、使用者番号、台帳地区、所在地、使用者名、閉開区分、開栓日、閉栓日、閉開理由、コメント）、2. 使用者情報（個人番号、送付先、送付先氏名、連絡先、送付区分）、3. 徴収情報（領収区分、金融機関情報、開始年月）、4. 水栓情報（浄水区分、お知らせ、用途、口径、親子区分、市外給水）、5. メータ情報（メータ番号、取付日、耐用年月日、貸付区分、実口径、受付日、取替理由、取替業者、指定業者）、6. 調定・納付（調定年月、調定区分、使用水量、水道料金、メータ料、入金日、収納額、未過納額）、7. 検針（調定年月、検針日、検針事由、指示数、上水量、井戸水量、認定、異常、漏水、調査、閉栓検針、回帰）、8. 名義変更（水栓番号、閉開栓理由、開栓日、閉栓日、地区、所在地、使用者名、送付先、連絡先、送付区分、領収区分、口座情報）、9. 閉栓（水栓番号、閉開栓理由、開栓日、閉栓日、地区、所在地、領収区分、口座情報、）、10. 給水停止（水栓番号、閉開栓理由、開栓日、閉栓日、地区、所在地、用途、口径、上水区分、市外給水、受水槽有無）、11. 口座情報入力（水栓番号、閉開栓理由、開栓日、閉栓日、地区、所在地、領収区分、口座情報）、12. メータ交換（水栓番号、閉開栓、開栓日、閉栓日、地区、水栓所在地、使用者名、用途、口径、メータ番号、取付日、満期日、メータ口径、最終検針指針、取替理由、取替業者）	
記録範囲	給水契約者（かつて給水契約者だったものを含む）	
記録情報の収集方法	口頭(窓口)、書類、web、電話による申込み及び変更の受付	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の官公庁（下水道使用料徴収事務を受託した市町村に限る。）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団経営管理部経営企画課	
	（所在地）〒540-0012 大阪府中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団岬水道センター	
	（所在地）泉南郡岬町深日2000-1 岬町第二庁舎2階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	

記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	8 要配慮個人情報については、当センターが保有している個人情報が、岬町より提供された情報だけでは、刑事事件に関する手続きに着手されたものか認識できないため「含まない」としています。

個人情報ファイル簿		
個人情報ファイルの名称	水道管路管理システム	
行政機関等の名称	大阪広域水道企業団	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	岬水道センター	
個人情報ファイルの利用目的	・水道管路の布設状況を管理するため ・管路状況調査等に係る情報提供のため	
記録項目	1. 水栓情報管理（建物番号、図面番号、水栓番号、使用者名、使用者カナ、メーター型式、所在地、閉開区分、貯水槽有無、開栓日、閉栓日、LinkID、レコード番号） 2. 給水管の配管状況（配水管～量水器）	
記録範囲	給水契約者（かつて給水契約者だったものを含む）、土地所有者	
記録情報の収集方法	給水装置工事申込書の提出（窓口）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）大阪広域水道企業団経営管理部経営企画課	
	（所在地）〒540-0012 大阪市中央区谷町2丁目3番12号マルイト谷町ビル	
	（名 称）大阪広域水道企業団岬水道センター	
	（所在地）泉南郡岬町深日2000-1 岬町第二庁舎2階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル	
	☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考	—	